

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森第一高等養護学校

はじめに

本校は、高等部単独の知肢併置特別支援学校である。校訓「自主・明朗・誠実」のもと、「生徒がそれぞれのニーズに応じて自立し、主体的に社会参加することができるよう、生徒一人ひとりを理解し、必要な知識、技能等を培うとともに、豊かな心と健やかな体を育む」という教育目標を掲げている。

そこで、生徒たちが安心して学校生活を送り、有意義かつ充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）及び青森県いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行わなければならない。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護・救済し、安全・安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条をふまえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う必要がある。
この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする必要がある。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こった時のいじめを受けた生徒本人や周辺の状況を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめ防止等のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。
- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断したした場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- (6) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応することが必要である。

3 いじめの理解

- (1) いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属団体の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

- (1) 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。」という共通の認識を持ち、常に全ての生徒を見守っていくことが重要である。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒に豊かな情操や道徳心を培い、生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- (3) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- (4) 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが未然防止の観点から重要である。
- (5) 「いじめは絶対に許されない」行為であるという共通認識を持ち、その対策に教職員一体となって取り組んで行く必要がある。

2 いじめの早期発見

- (1) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。
- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- (3) いじめを受けている生徒がいじめを訴えやすい体制を整える必要がある。このため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、早期発見に努めるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

3 いじめへの対処

- (1) いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切

に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

(2) 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要があり、また、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

第3 いじめの防止等の具体的な取り組みおよび対応

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが発覚した場合は、本校教職員及び関係者の認識の共有と組織的な対応の徹底を図る。

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常体制を以下のとおりにする。

(1) いじめの防止

「いじめをうまない土壌づくりと人づくり」

ア 道徳教育の推進

- ・生徒の生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶなど生命に対する畏敬の念や、自分を大切にするとともに、他人の人格や人権を大切にするなど人間尊重の精神を育み、実際の生活の中で活かすことができるようにする。

イ コミュニケーション能力の育成

- ・地域社会や集団の中で、様々な人々との触れ合いを大事する、ボランティアや産業現場等における実習、総合的な学習の時間、校外学習等をはじめとした体験活動等を推進する。

ウ 生徒の自主的な活動

- ・いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめに向かわせないためのいじめの未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

エ 未然防止の基本としての授業づくり、集団づくり

- ・生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

オ いじめをゆるさない環境づくり

- ・いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめをゆるさない環境づくりのために、学校いじめ防止年間プログラムを策定し、計画的に実施する。

別紙2 学校いじめ防止年間プログラム

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめの可能性を考慮し、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する必要がある。

具体的には・・・

「早期発見のための手だて・・・生徒達や学級の様子を知るためには」

- ・ 毎日の健康観察
- ・ 休み時間等の過ごし方の把握
- ・ 生徒の日誌や連絡帳の活用
- ・ 定期的な教育相談・個人面談等の実施およびそれらの結果の検証および組織的な対応
- ・ 年3回の定期的な学校生活アンケートの実施し、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

別紙3 学校生活アンケート（生徒用、保護者用）

別紙4 いじめ発見のためのチェックシート（教職員用）

2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合のいじめの解消に向けた組織的な取り組みを以下のとおりとする。

別紙1 いじめ防止等対策委員会の組織

(1) いじめに対する措置

ア 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

別紙5 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

別紙6 「いじめ防止対策推進法」に基づく報告（重大事態以外）

具体的には・・・

<本人が訴えてきた場合>

伝えた本人の勇気をほめ、いじめを確認した場合には生徒を守る手だてを考える。保健室や教育相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

<周囲が訴えてきた場合>

その勇気ある行動をほめ、情報の発信元は、絶対に公表しないことを伝える。いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、情報収集時には、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保して行う。

<保護者が訴えてきた場合>

保護者がいじめに気付いたときに、すぐに学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。そのためには、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について毎日の連絡帳等で伝え、保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

イ 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

(2) 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくいことから、生徒に対する情報モラル教育を充実させるとともに、保護者に対する啓発活動に取り組む。

イ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐために、直ちに関係機関と連携し対応する。

ウ インターネット上のいじめとは

インターネット上のいじめは、インターネットの各媒体、特にメールを利用し被害者に対して直接的な攻撃を行うものと、本人の知らないところで誹謗中傷が書き込まれている間接的な攻撃がある。

インターネット上のいじめで誹謗中傷された子どもが現実の世界でいじめに遭ってしまうことや、インターネット上のいじめの対象になったことを知ってしまったことをきっかけに現実の学校生活における不適応につながってしまうなど、インターネット上のいじめによる弊害は様々挙げられる。

具体的には・・・

◆Web 上の各媒体でのいじめ

(ア) 掲示板

「ネットいじめ」は掲示板の中でも学校裏サイトで行われることが多い。「裏サイト」と呼ばれていることから分かるように、なかなか発見することが難しいため、大人が知らない場所でネットいじめが発生している場合もある。

(イ) プロフ

プロフにおけるインターネット上のいじめはコメント欄に誹謗中傷の書き込みがされることがある。

(ウ) ブログ

ブログに誹謗中傷を書き込む場合や、コメント欄に誹謗中傷が書き込まれる場合がある。また、ブログに特定の個人の誹謗中傷を書き込み、それを閲覧した人がさらにコメントとして誹謗中傷を書き込んでいく場合もある。

(エ) SNS

SNS 上では、ブログに誹謗中傷を書き込む場合や伝言板での誹謗中傷などが挙げられる。場合によっては、陰口のような形でサークル内で誹謗中傷がされている場合もある。

◆メールでのいじめ

メールを使用したいじめには「なりすましメール」と「チェーンメール」が挙げられる。

(ア) なりすましメールでのいじめ

携帯電話やパソコンで、本メールアドレスとは別に作ることができる「サブアドレスによるなりすまし」、または任意の相手になりすましてメールを送信できる「匿名ソフトによるなりすまし」がある。

(イ) チェーンメールでのいじめ

チェーンメールとは、「～人に回して」などの複数の人にメールを回すことを要求し、「回さなければ～になる」などの内容が記載されているメールである。実際に、メールを回さなかったことで、仲間はずれにされ、いじめられるなどのケースもある。

(ウ) インターネット上のいじめ問題に対応するための啓発のポイント

- ・ 誹謗中傷の書き込みは IP アドレスによって特定できること
- ・ 特に掲示板におけるネットいじめを啓発する際に有効である
- ・ 悪質な書き込みは犯罪になる
- ・ 他人を誹謗中傷するなどといった悪質な書き込みは犯罪になることを伝えることで、安易な気持ちで誹謗中傷等を書き込まなくなると考える

◆具体的な刑罰

(ア) インターネット上で誹謗中傷をした場合

- ・ 名誉毀損罪（刑法 230 条）
- ・ 侮辱罪（刑法 231 条）
- ・ 脅迫の罪（刑法 222 条）

(イ) インターネット上に他人の個人情報勝手に掲載した場合

- ・ プライバシー侵害（民法 710 条）
- ・ インターネット上の書き込みは誰が見ているか分からない
- ・ インターネット上のサイトなどは世界中の人が見ること、利用することができる。例えば学校裏サイトであっても、そのサイトは特定の学校の子どもたちだけが見ているのではないのだということが言える

大谷良光監修「2012 年度版ネットリスク教育インストラクター講習テキスト」より引用

3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもて安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

ア いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

ウ 教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

イ いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全を確保する責任を有する。

※いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消するまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合では、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係などを調査し、再発防止に努める必要がある。

1 重大事態の意味

(1) 重大事態となる案件とは、法第28条1項の各号に規定する生徒の状況に至要因が当該生徒に対して行われるいじめをいう。

(2) 第1号 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に

着目し、例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが予想される。

(3) 第2号 「生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」については、

- ・年間の欠席が30日程度以上目安とする。
- ・一定期間、連続して欠席しているような場合は、状況により学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(4) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあつときには、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこと。

2 重大事態の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、速やかにその旨を県教育委員会を經由して知事に報告する。

別紙7 いじめによる重大事態の報告

(1) 事実関係を明確にするためのいじめ防止等対策委員会による調査の実施

ア 調査の在り方

(ア) 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ (いつ頃から)
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・生徒の人間関係にどのように問題があったか
- ・学校・教職員がどのように対応したか

可能な限り網羅的に明確にすること。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する必要がある。

(イ) 調査によって明らかになった事実関係が、学校の設置者及び学校にとってたとえ不都合なことであったとしても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実にしっかりと向き合い、再発防止に努める必要がある。

(ウ) いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合の調査

- a 十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- b いじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- c いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(エ) いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合の調査

- a 生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- b 調査の方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。

(2) 自殺の背景調査の実施

ア 調査の在り方

(ア) 自殺の背景調査を実施する。

(イ) 亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(ウ) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査

に相当することとなる。

(エ) 自殺の背景調査における留意事項

- a 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近い知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- b 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- c 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- d 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく必要がある。
- e 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- f 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- g 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- h 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

第5 警察、地域等の関係機関との連携

いじめは、場合によっては、学校だけの解決が困難な場合もある。外部機関との情報交換はもちろんのこと関係する機関と一体となって対応をすることが大切である。

1 教育委員会との連携

- ・保護者に対する相談、助言
- ・関係機関との連絡調整

青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室

2 警察との連携

- ・犯罪等違法行為がある、または、心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 青森警察署(生活安全課) 電話017-723-0110 (代表)

3 福祉関係との連携

- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ・家庭の養育に関する指導や助言

東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室等、生徒の自宅がある地域で管轄する児童相談所、福祉サービス事業所、相談支援事業所ほか

4 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神状態についての治療や指導・助言

県立中央病院小児科、弘前大学附属病院小児科、県立つくしが丘病院
筒井小児科クリニック、医療法人芙蓉会病院、生徒の主治医ほか